

# PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2016年5月号 | No. 5/2016

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## **PCT作業部会**

第9回 PCT 作業部会が2016年5月17日から20日までジュネーブで開催されました。

### 合意された PCT 規則の修正

本作業部会では、2016年10月のPCT同盟総会での採択のために、いくつかのPCT規則の改正提案をPCT同盟総会に送付することに同意しました。

- 補充国際調査請求の期限について、国際出願の優先日から19ヶ月を、優先日から22ヶ月へ延長（PCT/WG/9/6及びPCT/WG/9/27（パラグラフ123）参照）；
- 2015年10月のPCT同盟総会で採択され2017年7月1日に発効する、受理官庁による先の出願の調査及び分類結果の詳細の国際調査機関（ISA）への転送義務に関して、通常は出願人の許諾なしで可能だが、当該規定と、PCT第30条(3)の規定によって適用するPCT第30条(2)(a)に基づく受理官庁の秘密保持規定との関係の明確化（PCT/WG/9/5参照）；
- 全ての通知が取下げられた2つの不適合規定の削除（PCT/WG/9/12参照）

### 電子サービス

本作業部会は、電子サービスの進捗に関する以下の文書を留意しました。

- 2016年後半に開始する新しい“look and feel”を含むePCTの開発優先事項を示した文書（PCT/WG/9/17参照）
- 官庁間で特許出願に関する調査及び審査情報を共有するWIPO CASE（Centralized Access to Search and Examination）の可能性を紹介する文書（PCT/WG/9/4参照）
- 国際事務局（IB）を介して調査用写しを電子的に送付するeSearchCopyを実施するための欧州特許庁（EPO）での試行プログラムに関する報告（PCT/WG/9/23参照）

本作業部会はまた、ePCTを利用して国内段階移行を準備するための“概念実証”段階のシステムに関する予備見解を提示するとともに、IBに対して、PCT回章を発行し、その中で当該システムのより詳しい説明を提供し、試行段階のシステムに反映させるために官庁及びユーザに意見を求めるよう求めました（PCT/WG/9/24参照）。

### 審査官の研修

本作業部会は特許審査官の研修に関する調査結果を議論し、IBによるさらなる作業の勧告を承認しました。本調査のフォローアップとして、IBによる次の取組が予定されています。官庁が提供する研修の調整の改善と透明性を高めること、より多くの研修活動を提供するよう官庁に奨励すること、既存の自主学習教材の利用を促進し、その種類や内容を拡充させること、様々

な規模の官庁の特許審査官に求められる職務遂行能力（コンピテンシー）リストの作成を視野に入れ各官庁により審査官研修で使用されるコンピテンシー・モデルのまとめること、及び学習管理システムの進捗状況の調査をすること（PCT/WG/9/18 参照）。

### 国際調査及び予備審査機関の選定の延長

本作業部会は、2018年1月1日から発効する、今後10年間における、既存の国際機関の選定の延長に関する手続きと実施予定表に合意しました（PCT/WG/9/14 参照）。

### PCT 手数料

本作業部会は、第8回作業部会にて提示された大学や公的研究機関への手数料減額の可能性に関する研究に、様々な追加の仮定状況の概要説明を加え、また研究目的のために、どのようにIBが全ての出願人から関連する大学や機関を特定したかの情報を提供する補足を事務局に求めました（PCT/WG/9/25 及び PCT/WG/9/27（パラグラフ 42）参照）。

本作業部会はまた、手数料減額が適用されないはずの出願人からの手数料減額要請を減らすことを目的とした対策案の効果に関する追加情報の提供を事務局へ求めました（PCT/WG/9/10 及び PCT/WG/9/27（パラグラフ 55）参照）。

本作業部会は PCT 手数料のヘッジング方式の実施可能性や、PCT 手数料の取引のための“ネットティングシステム”導入の可能性に関する進捗情報について、IBによる検証を留意しました（PCT/WG/9/9 参照）。

### 公開された PCT 出願の内容

本作業部会は、公開された国際出願の表紙に、国際特許分類（IPC）に加えて、ISA として行動する官庁により使用される共通特許分類（CPC）のような国内分類記号を記載する詳細な提案を進展させるため IB と協働するよう韓国知的所有権庁に求めました（PCT/WG/9/26 参照）。

本作業部会は、国際出願の一部として提出されたカラー図面が利用可能となる（2017 年前半から開始する可能性）暫定的な解決策に関して回章により官庁と協議すること、及び国際段階において少なくとも XML 形式でカラー図面と共に提出された国際出願の手続きの実施に係る問題を検証することを IB に求めました（PCT/WG/9/19 参照）。

本作業部会はまた、特に指定官庁、出願人の代理人や特許情報のユーザから、要約書の質や長さに関する意見を求める協議の実施、及び当議題に関するさらなる議論の報告を IB へ求めました（PCT/WG/9/16 参照）。

本作業部会は、XML を使用したヌクレオチド又はアミノ酸の配列表の WIPO 標準 ST.26 への移行の技術的な評価に関する報告を留意しました（PCT/WG/9/15 参照）。

### その他の議題

本作業部会は、誤って提出された出願の要素又は部分を削除し、正しい要素又は部分に差し替えることを出願人に許可する IB の規則改正提案に合意しませんでした。これを踏まえ、本作業部会は、次回、これらの提案された規則と特許法条約との適合性評価を実施するよう IB へ求めました（PCT/WG/9/13 及び PCT/WG/9/27（パラグラフ 130）参照）。

本作業部会は同様に、受理官庁が国際段階における同日の優先権の主張を取り消さないよう求める提案に関して合意に至らなかったこと、さらにその結果は適用する国内法に基づき国内段階で決定される旨を留意しました。締約国はむしろ、本件に係る受理官庁や指定官庁が適用する異なる実務を明確化するため受理官庁ガイドラインや *PCT 出願人の手引*を修正するよう努めるべきとの認識でした（PCT/WG/9/3 参照）。

本作業部会は以下の報告も留意しました：

- 第 23 回 PCT 国際機関会合（PCT/WG/9/2 及び *PCT Newsletter* 2016 年 2 月号参照）
- PCT に基づく技術援助の調整（PCT/WG/9/8 参照）
- PCT 顧客満足度調査（PCT/WG/9/11 及び *PCT Newsletter* 2016 年 4 月号参照）
- 今後 3 年間にわたり実施する協働調査及び審査の試行プロジェクト第 3 フェーズ（PCT/WG/9/20 参照）
- EPO が 2014 年 11 月 1 日から実施している PCT Direct サービスの利用（本サービスは、すでに EPO により調査された先の出願に基づく優先権が主張された国際出願を提出する際、先の出願に関して作成された調査見解に対し、出願人によるコメントの提出が可能）（PCT/WG/9/21 参照）
- PCT 最小限資料のタスクフォースによる今後の作業予定（PCT/WG/9/22 参照）
- 引用された特許文献の参照を含むための WIPO 標準 ST.14 の改訂の採択（PCT/WG/9/7 参照）。

## 要約及び作業文書

議長による要約と作業文書は下記の WIPO ウェブサイトでご覧いただけます。

[www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_code=pct/wg/9](http://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_code=pct/wg/9)

本作業部会の報告書案も追って上記サイトにて掲載されます。

## PCT 技術協力委員会

第 29 回 PCT 技術協力委員会が、第 9 回 PCT 作業部会と同じ期間の 2016 年 5 月 17 日から 20 日までジュネーブで開催されました。委員会はトルコ特許機関（TPI）を PCT における国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として選定するための申請に関して議論し、TPI を ISA 及び IPEA として選定することを PCT 同盟総会に勧告することに合意しました。

詳細に関しては、以下のリンク先にて議長による要約をご覧ください。

[http://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct\\_ctc\\_29/pct\\_ctc\\_28\\_3.pdf](http://www.wipo.int/edocs/mdocs/pct/en/pct_ctc_29/pct_ctc_28_3.pdf)

## ヴィシエグラード特許機構の国際調査及び予備審査機関としての運用開始

2015年10月に開催された第47回PCT同盟総会にて、ヴィシエグラード特許機構（VPI）（二文字コード: XV）がPCTに基づく国際調査機関（ISA）及び国際予備審査機関（IPEA）として選定されたのを受け（*PCT Newsletter* 2015年10月号参照）、当該官庁は2016年7月1日より、ISA及びIPEAとして運用を開始することをWIPOへ通知しました。なお、当該官庁は補充調査機関（SISA）としても実務を開始します。

VPIは特許分野における政府間協力機関であり、ヴィシェグラードの4ヶ国（チェコ共和国、ハンガリー、ポーランド、スロバキア）の特許庁により構成されており、中欧及びバルト海沿岸諸国において初の国際機関となります。

受理官庁としての各官庁又は国際事務局へ提出された国際出願の管轄ISA及びIPEAとしてのVPIの工業所有権庁（チェコ共和国）、ハンガリー知的所有権庁、工業所有権庁（スロバキア）、ポーランド共和国特許庁の詳細は、“PCT最新情報”をご覧ください。

ISA、SISA及びIPEAの資格における当該官庁の詳細は、関連情報が確認されたのち、*PCT出願人の手引* 附属書D、SISA及びEにて、また当該官庁へ支払われる手数料はPCT手数料表にて、まもなく掲載されます。

### **商工業省知的所有権部（オマーン）の受理官庁としての実務開始**

商工業省知的所有権部（オマーン）は、2016年6月1日から、オマーンの国民及び居住者のための受理官庁（受理官庁としての国際事務局（IB）に加え）としての行動を開始する旨、IBに通知しました。受理官庁としての当該官庁の詳細はまもなく *PCT 出願人の手引*（附属書 C (OM) 参照）に掲載されます。

### **国際出願の電子出願及び手続**

#### **最新情報：受理官庁としての USPTO へ提出する国際出願の一部として願書様式を作成する際の ePCT システムの利用**

2016年6月1日から、受理官庁としての米国特許商標庁（USPTO）（RO/US）へ国際出願を提出する出願人は、下記に記載する制限はありますが、有効な願書様式を含む.zip ファイルを作成するのに（PCT-SAFE に加えて）ePCT を利用することが可能になり、USPTO の電子出願システム(EFS-Web)を利用して提出する国際出願の一部として、当該.zip ファイルを RO/US に電子的に提出することが可能になります。PCT-SAFE と同様に、ePCT で作成された.zip ファイルであれば、文字コード化された願書様式を含み、出願人は PCT 手数料表の項目 4(b)に表示された国際出願手数料（現在、205 米国ドル）の減額を受けることができます。

しかしながら、下記リンク先の合衆国連邦官報告示（2016年5月6日金曜日付け Vol. 81、No. 88 /27417 ページ）にて、ePCT で入力された情報が米国外にある IB のサーバーに保存される事実に基づく制限を定めていますので、ご留意下さい。

<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2016-05-06/pdf/2016-10733.pdf>

特に USPTO による外国出願に関する許可は、願書様式を EFS-Web へアップロードし RO/US に出願をするために ePCT で作成する際に、ePCT に出願内容を入力（転送）することを認めていない旨、ご留意下さい。結果として、出願人が EFS-Web を介して RO/US に国際出願を提出予定の場合、**ePCT に入力される技術データ**（大抵は発明の名称のみ）**が関連する規制の対象外である国際出願に関してのみ**、ePCT システムにて EFS-Web を介してアップロードする願書様式を作成すべきです。規制される分類の詳細は、下記のリンク先の商務省産業安全保障局のウェブサイトをご覧ください：

<https://www.bis.doc.gov/index.php/regulations/export-administration-regulations-ear>

通商管理リストで規定されている主要な規制対象は下記の通りです：

- 生物化学兵器
- 核不拡散
- 安全保障
- ミサイル技術
- 地域の安定
- 銃器協定
- 犯罪防止
- テロ対策

開示目的が上述の規制に関連しない場合でも、“二重用途”技術が多様な分類に該当することがある旨、ご留意下さい。

米国出願人は、外国出願に関する許可証を得ている又は少なくとも6ヶ月以上前にUSPTOに出願され、安全に関する命令が発行されていなければ、上記通商管理リストはePCT-Filing（ePCT出願）を利用して出願を準備し国際事務局の受理官庁（RO/IB）に提出することには適用されない旨、ご留意ください。RO/IBへの出願に関しては、RO/IBへのオンライン直接出願に含まれる国際出願の全内容（明細書を含む）の完全な有効性の確認など、ePCT-Filingの全てのメリットを享受できます。さらに、ePCT-Filingを利用してRO/IBへ出願をする際、出願時（又は出願後）に、クレジットカードやWIPO当座預金からの引落としによる手数料のオンラインでの支払いが可能です。

ePCT利用にあたり一般的なメリットを幾つか紹介します：

- ePCTはウェブ上のアプリケーションであり、ユーザのコンピューターへソフトウェアをインストールしたり定期的に更新したりする必要がない
- ユーザのコンピューターにインストールされたソフトウェアバージョンと一致する願書様式のデータのみ有効とするPCT-SAFEとは異なり、ePCTは最新のPCT参照データを保有するIBのデータベースによって、全ての規定に関する有効性を確認し、即座に手数料を計算します。結果として、このように作成された出願は出願後の訂正の必要が少なく、出願人、受理官庁やIBにとって、手続きがより効率的で費用効果の高いものになります
- 出願書類がePCTからダウンロードされる前から（例えば、EFS-Webを介してRO/USへ提出）、国際出願はePCTのアクセス権を自主的に又は別個に要請して設定する必要がなく、自動的にユーザのWIPOアカウントへ対応するため、必要な場合には、出願前から他のユーザとアクセス権の共有が可能になります。結果として、IBがRO/USから記録原本を受理すると、当該国際出願に対するアクセス権を持つ全てのユーザは、IBが保有するファイルへの安全な電子アクセス、オンラインでのファイル管理や特定期限の管理、PCT規則92の2に基づく請求のような中間書類の電子形式でのアップロードや有効性を自動的に確認するアクション機能のメリットを享受できます。

ePCTで利用可能な全機能の詳細は、以下のリンク先をご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct\\_wipo\\_accounts\\_user\\_guide.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf)

### ブルガリア及びオマーンによる電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

ブルガリア共和国特許庁及び商工業省知的所有権部（オマーン）は、受理官庁の資格において（RO/BG及びRO/OM）、それぞれ、2016年5月1日及び2016年6月1日より、PCT規則89の2.1(d)に基づき、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始することを国際事務局に通知しました。

RO/BGはePCTポータルでのePCT-Filing (ePCT出願) 機能及びEPOオンライン出願を利用した国際出願を受入れ、RO/OMはePCTポータルでのePCT-Filing機能を利用した国際出願を受入れます。

ブルガリアに関して適用される手数料表の項目4に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表I(a)に表示されていますが、オマーンに関してはこれから確認されます。

電子形式による国際出願の提出に関するブルガリア共和国特許庁の詳細を含む通知は、下記リンク先の2016年4月21日付けの公示 (PCT公報) に掲載され、商工業省知的所有権部 (オマーン) の詳細を含む通知も、まもなく以下のリンク先にて掲載されます。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/index.html](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html)

(PCT出願人の手引 附属書C (BG) が更新されました。)

### 工業所有権庁(スロバキア)によるePCT-Filing (ePCT出願) の受入れ

受理官庁としての工業所有権庁 (スロバキア) (RO/SK) は、2016年7月1日より、ePCTポータルのePCT-Filing機能を利用した国際出願を受入れることを国際事務局 (IB) に通知しました。上述日以降、PCT-SAFE及びEPOオンライン出願による電子形式での国際出願を受理しません。

電子形式による国際出願の提出に関するRO/SKの詳細を含む更新された通知は、まもなく以下のリンク先の公示 (PCT公報) に掲載されます。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

PCT出願人の手引 附属書C (SK) が更新されました。

上述官庁の受入れにより、ePCT-Filingを受入れる受理官庁は40<sup>1</sup>になりました。

### ブラジル：国立工業所有権機関 (ブラジル) によるePCT-Filing (ePCT出願) のXML形式での受入れ

受理官庁としての国立工業所有権機関 (ブラジル) (RO/BR) は、2016年5月1日よりePCT-Filing機能のPDF形式に加えて、XML形式で提出された国際出願を受け入れることを国際事務局 (IB) に通知しました。そのため手数料表の項目4(c) に掲載される手数料減額が、2016年5月1日からRO/BRへ提出される国際出願に適用されます。適用額は300スイスフランのブラジルレアルでの換算額になります。

電子形式による国際出願の提出に関するRO/BRの詳細を含む更新された通知は、まもなく以下のリンク先の公示 (PCT公報) に掲載されます。

[http://www.wipo.int/pct/en/official\\_notices/officialnotices.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf)

PCT出願人の手引 附属書C (BR) が更新されました。

<sup>1</sup> ePCT-Filing は現在、次の受理官庁に対してオンライン出願が利用可能です：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/AZ, RO/BG, RO/BN, RO/BR, RO/CA, RO/CL, RO/CO, RO/CU, RO/CZ, RO/DK, RO/DZ, RO/EA, RO/EE, RO/EP, RO/FI, RO/HU, RO/ID, RO/IN, RO/IR, RO/IS, RO/LV, RO/MX, RO/MY, RO/NO, RO/NZ, (2016年6月1日からRO/OM), RO/PH, RO/PL, RO/PT, RO/QA, RO/RU, RO/SA, RO/SE, RO/SG, (2016年7月1日からRO/SK), RO/TR 及び RO/ZA

## WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス (DAS) を利用することで、PCT 出願人は謄本の提出や準備に代え、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう国際事務局 (IB) に対し請求することができます。2012 年 7 月 1 日に導入された新たな手続き (新ルート) では、第 2 国官庁がアクセスコードを利用して DAS から優先権書類を取得することが可能になりました。出願人は、優先権書類の取得のため当該官庁へ権限を付与する複雑な手続きの代わりに、後の出願のために当該官庁へ直接アクセスコードを提供することが可能です。

### ニュージーランド知的所有権庁

ニュージーランド知的所有権庁は、2016 年 5 月 30 日から、“depositing Office” (第 1 国官庁) 及び “accessing Office” (第 2 国官庁) として、新ルート (2012 年 7 月 1 日に発効した改正枠組み規定の paragraph 10 及び 12) による優先権書類の提供と取得手続きが可能になる旨、IB へ通知しました。詳細は以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#nz>

## PCT 規則改正

2015 年 10 月 5 日から 14 日までジュネーブで開催された PCT 同盟総会にて採択された PCT 規則改正が、2016 年 7 月 1 日又は 2017 年 7 月 1 日に発効します (改正の詳細は *PCT Newsletter* 2015 年 10 月号参照)。2016 年 7 月 1 日に発効する PCT 規則の全条文は、下記リンク先 (ページの右側) にて、それぞれ中国語、英語、仏語、スペイン語の PDF 形式でご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/zh/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/en/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/fr/texts/index.html>

<http://www.wipo.int/pct/es/texts/index.html>

他の言語はまもなく追加されます。

## ブダペスト条約

### コロンビアの加盟

コロンビアが 2016 年 4 月 26 日に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約への加入書を寄託し、当条約の締約国数は 80 になりました。ブダペスト条約はコロンビアにおいて 2016 年 7 月 26 日に発効します。

### ブダペスト条約に関する情報

ブダペスト条約及び規則の要約、並びに当該条約の主な利点の説明を含む最新文書 (WO/INF/12 Rev.23) が、英語、仏語及びスペイン語でそれぞれ下記のリンク先にて利用可能です。

[http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](http://www.wipo.int/treaties/en/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

[http://www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](http://www.wipo.int/treaties/fr/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

[http://www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo\\_inf\\_12.pdf](http://www.wipo.int/treaties/es/registration/budapest/pdf/wo_inf_12.pdf)

**PCT 最新情報**

AU : オーストラリア (手数料)  
 BG : ブルガリア (電子出願、手数料)  
 BN : ブルネイ・ダルサラーム (官庁の名称、所在地とあて名、電話番号、Eメールとインターネットアドレス)  
 BR : ブラジル (電子出願、手数料)  
 CZ : チェコ共和国 (管轄国際調査及び予備審査機関)  
 GB : 英国 (手数料)  
 HU : ハンガリー (管轄国際調査及び予備審査機関)  
 OM : オマーン (管轄受理官庁、電子出願)  
 PE : ペルー (Eメールアドレス)  
 PL : ポーランド (管轄国際調査及び予備審査機関)  
 SK : スロバキア (Eメールによる通知、管轄国際調査及び予備審査機関)  
 TR : トルコ (手数料)

**調査手数料 (オーストラリア特許庁、カナダ知的所有権庁、エジプト特許庁、欧州特許庁、連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦)、日本国特許庁)**

2016年7月1日より、以下の官庁が実施する国際調査において以下の特定通貨で支払われる換算額が変更になります。

オーストラリア特許庁.....	米国ドル
カナダ知的所有権庁.....	米国ドル
エジプト特許庁.....	スイスフラン、ユーロ、米国ドル
欧州特許庁.....	英国ポンド
連邦知的所有権行政局 (Rospatent) (ロシア連邦) .....	米国ドル
日本国特許庁.....	韓国ウォン

(PCT 出願人の手引 附属書 D (AU、CA、EG、EP、JP 及び RU) が更新されました。)

**予備審査に関する手数料 (オーストラリア特許庁)**

**PCT 関連資料の最新／更新情報****仏語版のPCTウェビナー**

仏語版のPCT最新動向の収録とパワーポイントのプレゼンテーション資料が、下記のPCTウェブサイトのウェビナーページに追加されました。

<http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

当ウェビナーは2015年10月に開催された第47回PCT同盟総会での決定事項、ePCTシステムの最新情報及びPCT制度の将来の動向に関する情報を提供しています。(アラビア語、中国語、英語、独語、日本語、韓国語、ポルトガル語及びスペイン語版に関しては、PCT Newsletter 2016年3月及び4月号でお知らせしました。)



## PATENTSCOPE 検索サービス

### PATENTSCOPE で利用可能な新しい検索フィールド

PATENTSCOPE に、公開された PCT 出願の詳細情報を検索するために、下記の 4 つの新しい検索フィールドが追加されました。

- 国際調査機関 (ISA) : ISA フィールドでは特定の ISA が実施した国際調査及び作成した国際調査報告書に関する PCT 出願の検索が可能
- 国際調査報告書 (ISR) : ISR フィールドでは ISR 又は第 17 条(2)(a)の宣言と共に掲載された全ての PCT 出願の検索が可能
- 国際予備審査 (IPE) : IPE フィールドでは国際予備審査報告書が掲載されている (又はされていない) PCT 出願の検索が可能
- 補充国際調査 (SIS) : SIS フィールドでは補充国際調査報告書が作成されたか否かの確認が可能

上述の追加された検索フィールドにより、さらに的確な検索が可能になります。全ての PATENTSCOPE 検索フィールドと同様に、これらの新しいフィールドはブール論理を利用して他分野と組み合わせてご利用可能です。検索実施方法の詳細は、検索用語の事例と共に、以下のリンク先にて掲載されている PATENTSCOPE ニュースをご覧ください。

[http://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2016/news\\_0002.html](http://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2016/news_0002.html)

## 実務アドバイス

### 今月号の筆者に関する注記、及び今後の記事の寄稿の受付

今月の実務アドバイスは、長年にわたる PCT の経験をもち、米国に拠点を置く特許弁理士が寄稿して下さいました。感謝申し上げます。他の PCT 実務者からの、読者がユーザの視点からの事例を理解するのに役立つ記事の寄稿を歓迎しております。是非 PCT 法務部までお送り下さい。(PCT 法務部 : [pct.legal@wipo.int](mailto:pct.legal@wipo.int))

### 国際段階における国際出願に関する期限や手続きの管理の重要性、及びどの手続きを管理すべきかの提案

**Q:** これまで PCT を利用したことがありませんが、多くの PCT 出願の国際段階における期間管理や特定の様式を受領を依頼されました。何を管理すべきか助言をお願いします。

**A:** PCT の国際段階では認識しておくべき期限や手続きが多くあるため、特に数多くの特許を扱っている企業では、それらの期限を見逃さないための効率的な管理システムの構築が非常に有益です。そのような管理システムは、通常“期間管理システム”と呼ばれ、大抵は期限を確認したり、出願人 (又は代理人) に期限を通知するよう設定されているソフトウェアを指します。出願人がどの程度手続きを管理したいのかはそれぞれ異なります。以下は国際段階において管理すると役立つ手続きの提案です。

最初に、国際出願を提出する前に、PCT 出願において先の出願に基づいて優先権主張するのであれば、PCT 出願が 12 ヶ月の優先期間内に確実に提出されるように、先の出願の提出日から 12 ヶ月になるかなり前の日付を期間管理システムに設定すべきでしょう。

PCT 出願が提出されたら、以下の様式の到着を確認するとよいでしょう：

- 様式 PCT/RO/105 は、国際出願日と国際出願番号を記録するもので、日付と番号が付与されてからすぐに送付されます。
- 様式 PCT/RO/102 は、手数料が支払われた確認、若しくは支払われた手数料が間違っているか又は全く支払われていないか、どの場合であっても出願人に通知されます。送付手数料（該当する場合）、調査手数料及び／又は国際出願手数料が当該様式に記載される期限満了までに支払われていない場合は、様式 PCT/RO/133 を受領するので、当該様式の送付日から 1 ヶ月の新しい期限を管理し、国際出願が取下げと見なされるのを回避するため、その通知された期限内に確実に手数料を支払う必要があります。
- 様式 PCT/IB/301 は、国際事務局（IB）が受理官庁から記録原本を受理したことを確認するものです。
- 様式 PCT/IB/304 は、優先権主張された先の出願の認証謄本の IB による受理日を通知します。
- 様式 PCT/ISA/202 は、国際調査機関（ISA）による調査用写しの受理日を通知します。当該日付は国際調査報告（ISR）と ISA の見解書の作成予定日（期限は ISA による調査用写しの受領から 3 ヶ月、又は優先日から 9 ヶ月のうちいずれか遅く満了する期間（PCT 規則 42.1））を計算するのに便利です。これにより期間管理システムで“作成予定日”の管理が可能になります。

これらの各書類の到着後、様式に記載されている情報、例えば付与された国際出願日をご自身の情報と一致しているかどうか、確認することが望ましいでしょう。確認に関しては、様式番号はその様式を作成する官庁を示しています。例えば様式 PCT/RO/105 や PCT/RO/102 は受理官庁、様式 PCT/IB/301 は IB、そして様式 PCT/ISA/202 は ISA により作成されます。これらの様式を管理する期間に関しては、

- 様式 PCT/RO/105 及び PCT/RO/102 は、関係する受理官庁での手続きにかかる時間によりますが、出願人は受領確認のために出願日から 1-2 週間程度の期間を設定して管理することが望ましいでしょう
- 様式 PCT/IB/301 と PCT/ISA/202 は、受領確認のために様式 PCT/RO/105 と PCT/RO/102 の受領後 1-2 週間程度の期間を設定して管理することが望ましいでしょう。

また、以下の期間管理も挙げられます：

- 優先日から 16 ヶ月：PCT 第 19 条に基づく請求の範囲の補正の提出。ISR の受領後、報告書に記載された送付日に 2 ヶ月を加えた日付が、16 ヶ月の期限より遅いかどうか確認し、該当する場合は期間管理システムで設定された日付を変更すべきでしょう。
- 優先日から 18 ヶ月：国際出願の国際公開予定日であり、早期公開を請求していない限り（PCT 第 21 条(2)）、その後速やかに行われます。
- 優先日から 22 ヶ月：国際予備審査請求の提出。ただし、ISR（及び ISA の見解書）の送付日から 3 ヶ月の満了が 22 ヶ月の期限より遅くなる場合、適用される期限は遅くなる可能性がある旨ご留意下さい。ISR の受理後、送付日に 3 ヶ月を加えた日が 22 ヶ月の期限より遅いかどうか確認し、該当する場合は設定した日付を変更すべきでしょう。
- 優先日から 30 ヶ月：国内（広域）段階移行（多くの指定（又は選択）官庁に関して）。国内段階移行前に各官庁が適用する期限に注意し、国内段階移行に必要な全ての要件が期限内に満たされているか確認が必要です。30 ヶ月の期限はまた PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請の期限満了も意味し、期限満了後に IB が受理した要請は記録されません。

国際段階で PCT 出願の管理に役立つものとして ePCT システムの活用は非常に有益ですので、様式 PCT/IB/301 の到着後、ePCT システムで当該 PCT 出願へアクセスできるかどうか確認しておくことが望ましいでしょう。

ePCT は上述の日付（及びその他の日付）を自動的に計算する、非常に便利な“タイムライン”機能を提供しています。例えば、“タイムライン”機能では、IB による ISR の手続き後、19 条補正の提出、国際予備審査請求及び 34 条補正の提出の（該当する場合、再計算された）期限日が表示されます。さらに、例えば、“19 条補正の提出期間が 2 週間後に終了します”又は“国際公開のための技術的な準備が 2 週間後に完了します”のように、満了間近の期限や近々に予定されている重要な手続きを前もってお知らせする自動電子メール通知の設定も可能です。当該機能の利便性は ePCT システムの活用をお勧めする理由でもあります。ePCT のタイムライン機能や設定可能な他の期限の事例の詳細は、下記リンク先の ePCT ユーザガイドをご覧ください。

[http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct\\_wipo\\_accounts\\_user\\_guide.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/pct_wipo_accounts_user_guide.pdf)

### **以下の情報の一覧**

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧